

第二次東大和市学校教育振興基本計画策定の経緯

～計画への理解を深めていただくために～



「第二次東大和市学校教育振興基本計画」（計画期間：平成31年度（2019年度）～35年度（2023年度））を策定しました。

「第二次東大和市学校教育振興基本計画」は、「東大和市学校教育振興基本計画」（平成26年度～30年度）の達成状況等を踏まえ、課題を抽出し、今後5年間を見据えて東大和市の教育のさらなる充実を図ることを目的に、策定した教育ビジョンです。

東大和市教育委員会

目 次

I	策定の経緯	・ ・ ・ ・ ・	1
II	計画の位置付け	・ ・ ・ ・ ・	1
III	策定の基本姿勢	・ ・ ・ ・ ・	2
IV	計画の構成	・ ・ ・ ・ ・	2
V	計画の活用の仕方（活用例）	・ ・ ・	3
VI	東大和市の教育の現状と課題	・ ・ ・	4
VII	計画の推進	・ ・ ・ ・ ・	9
VIII	用語解説	・ ・ ・ ・ ・	10
IX	資料編	・ ・ ・ ・ ・	11

第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会設置要綱

第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会委員名簿

第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会開催経過

I 策定の経緯

東大和市教育委員会では、平成26年度から平成30年度までの5年間の教育ビジョンとして「東大和市学校教育振興基本計画」を策定しました。教育委員会では、毎年度、この計画に基づき主要な施策を掲げるとともに、市内の各小中学校でも特色を活かした学校経営計画を定め、目標達成に向けて取組を進めてきました。

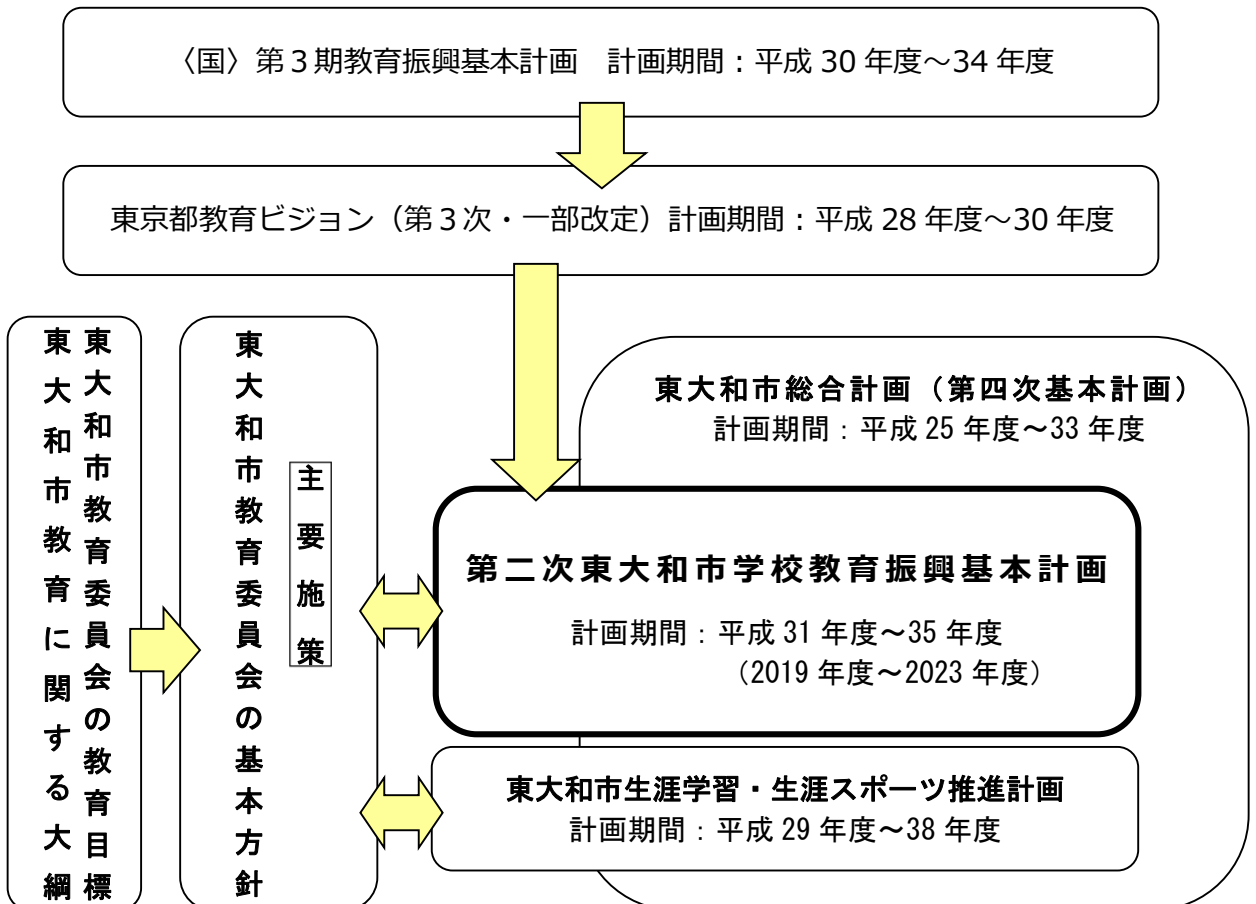
計画期間が満了を迎え、達成状況を検証した結果、計画通りに達成した項目もあれば、十分な結果が出せなかった項目もあり、課題が残りました。

そこで、東大和市教育委員会では、学校教育のさらなる向上を図るため、これまでの計画での課題を抽出し、国の第3期教育振興基本計画や東京都教育ビジョン、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、今後5年間を見据えた教育ビジョンとなる「第二次東大和市学校教育振興基本計画（本計画）」を策定しました。

II 計画の位置付け

本計画は、市の実情に応じた学校教育の振興のための施策に関して、総合的・計画的な推進を図るための基本的なものであり、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画に位置付けられます。また、「東大和市総合計画（第四次基本計画）」で定めた施策の一つである学校教育施策の長期的な指針でもあります。

東大和市教育委員会では、教育目標の具現化を目指し、本計画の期間を平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）の5年間と定めて施策に取り組みます。また、東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策は、本計画を踏まえながら毎年改訂を行い、その年度において重点的に取り組む施策を示しています。



Ⅲ 策定の基本姿勢

- 1 これまでの学校教育の課題を明らかにした上で、その課題の中から特に重点化して今後5年間で取り組む内容を示しています。
- 2 東大和市の学校教育の充実・発展に向けて、東大和市が一丸となって取り組めるように、具体的な施策や取組の事例、達成に向けての具体的な目標を示しています。また、本計画の策定後、学校、家庭・地域、関係機関等に周知していきます。
- 3 教職員や保護者・地域の方が、教育委員会の目指す教育の方向性について理解しやすいように、これまでの計画と同様、内容や体裁をコンパクトにまとめています。

Ⅳ 計画の構成

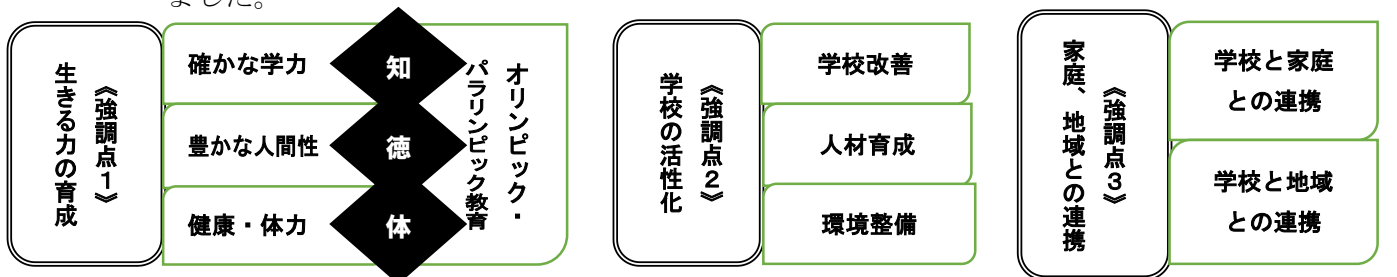
1 三つの強調点と九つの柱

学校教育の方向性について、これまでの計画を引き継ぎ、児童・生徒と教職員、保護者、地域、行政が力を合わせて取り組めるように、三つの強調点と八つの柱に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、オリンピック・パラリンピック教育を追加しました。

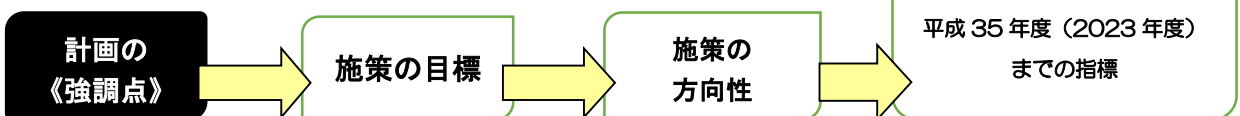
強調点の一つ目は、「生きる力の育成」であり、それを支える柱は、「知」としての「確かな学力」、「徳」としての「豊かな人間性」、「体」としての「健康・体力」と、全般にわたる項目として「オリンピック・パラリンピック教育」となっています。

教育委員会では本計画を指針とし、学校と家庭・地域が一体となり、学校教育を推進するための施策を進めていきます。

学校では、校長が学校経営方針や学校経営計画を作成するときの指針として活用していきます。また、「平成35年度（2023年度）までの指標」は、可能な限り具体的な取組や数値で示し、教育委員会や学校が取組の評価を行うときの基準となるようにしました。



2 具体的な目標の例示

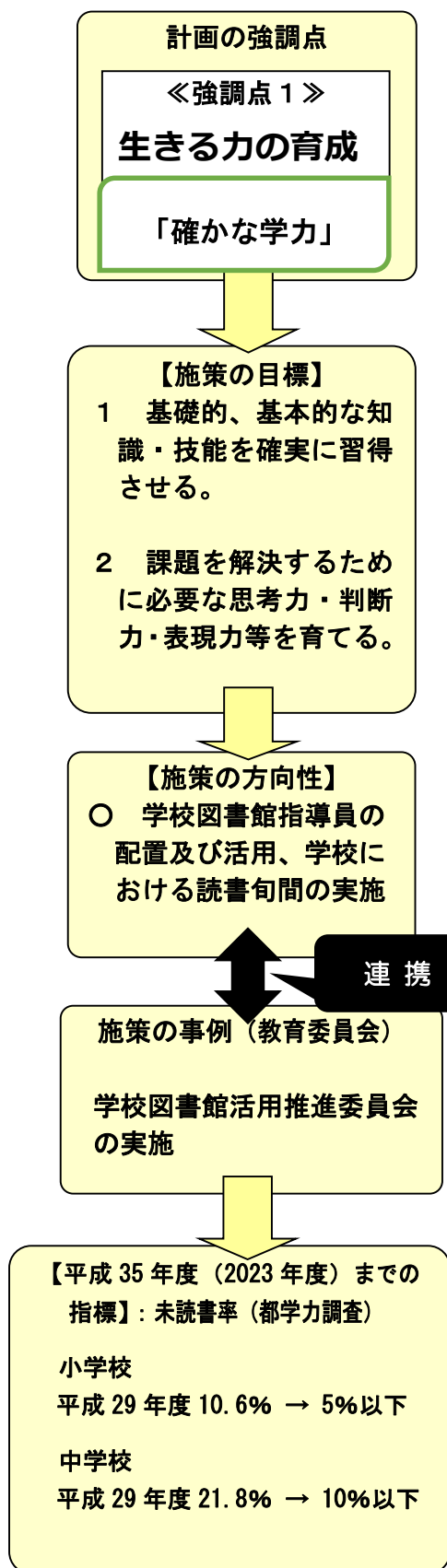


これまでの計画では、八つの柱にそれぞれ「施策の方向性」を示し、それに対応した「施策の具体」、「施策の事例」が階層的に関連付けられていました。

「施策の事例」として、細かい具体例を示していましたが、これについては、学校において自主的に定めるべきものであり、ここに示したものに縛られることの無いようにするため、本計画では、計画の強調点のそれぞれの柱について、「施策の目標」を掲げ、実現に導くための「施策の方向性」のみ示すこととし、簡潔にまとめました。

右端の「平成35年度（2023年度）までの指標」には取組結果の評価に役立つ目標を例示しており、各学校では、5年後を見通して年度ごとに評価を実施し、改善を進めていきます。

V 計画の活用の仕方（活用例）



1 学校

(1) 校長は次年度の学校経営方針を作成するとき、確かな学力を児童・生徒に身に付けさせるための取組の重点の一つとして、「読書の推進」を掲げます。

(2) 教職員は、学校として「基礎的・基本的な知能・技能を確実に習得させる」ため、また「課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育てる」ために、「本に親しむ態度を育てる」取組として、施策の方向性を参考に、学校独自の取組を掲げ、次年度の教育課程に位置付けていきます。

（学校での取組例）

- ① 学校独自の読書週間を実施する。
- ② 校内ビブリオバトル（書評合戦）を実施する。
- ③ 定期的に朝読書を時間割に取り入れる。
- ④ 図書委員会で、学校図書館の環境整備や本紹介を今まで以上に進める。

(3) 現状での未読書率（読書をしない児童・生徒の割合）を踏まえ、次年度の目標を設定します。

（平成35年度（2023年度）までの指標：小学校5%以下、中学校10%以下）

(4) 東京都が実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の未読書率の回答を分析します。目標の数値を達成できていない場合は、学校組織として次の年度の取組について検討・改善し、全教員で取り組んでいきます。

2 教育委員会

(1) 各学校での具体的な取組や取組後の成果を把握し、施策に生かしていきます。また、各学校の指導・助言に役立てていきます。

(2) 児童・生徒の読書活動の推進を図るとともに、学校図書館の有効な活用を図るために、各学校図書館司書教諭及び学校図書館指導員を委員とした学校図書館活用推進委員会を実施します。

3 家庭・地域

(1) 校長の学校経営方針に基づき、各学校から「本に親しむ態度を育てる」ための具体的な協力依頼があった場合、できる範囲で協力していききたいと考えます。

(2) PTA等や学校運営連絡協議会などの場で、保護者や地域の観点から、積極的な提案をいただければと考えます。

VI 東大和市の教育の現状と課題

東大和市教育委員会では、平成30年4月から、第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会を組織し、これまでの計画の進捗状況を総括するとともに、目標の達成状況を確認し、未達成であった目標についての課題を抽出しました。これらを基に真摯に検討し、5年後までに更なる高い次元で目標を達成できるよう、本計画を策定しています。

1 《強調点1》生きる力の育成

子どもたちの生きる力を育成するためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく育むことが重要です。学校においては、これまでの計画に基づき着実に取組を進めた結果、学力調査において、東京都の平均正答率を上回る学校も複数見受けられるようになりました。

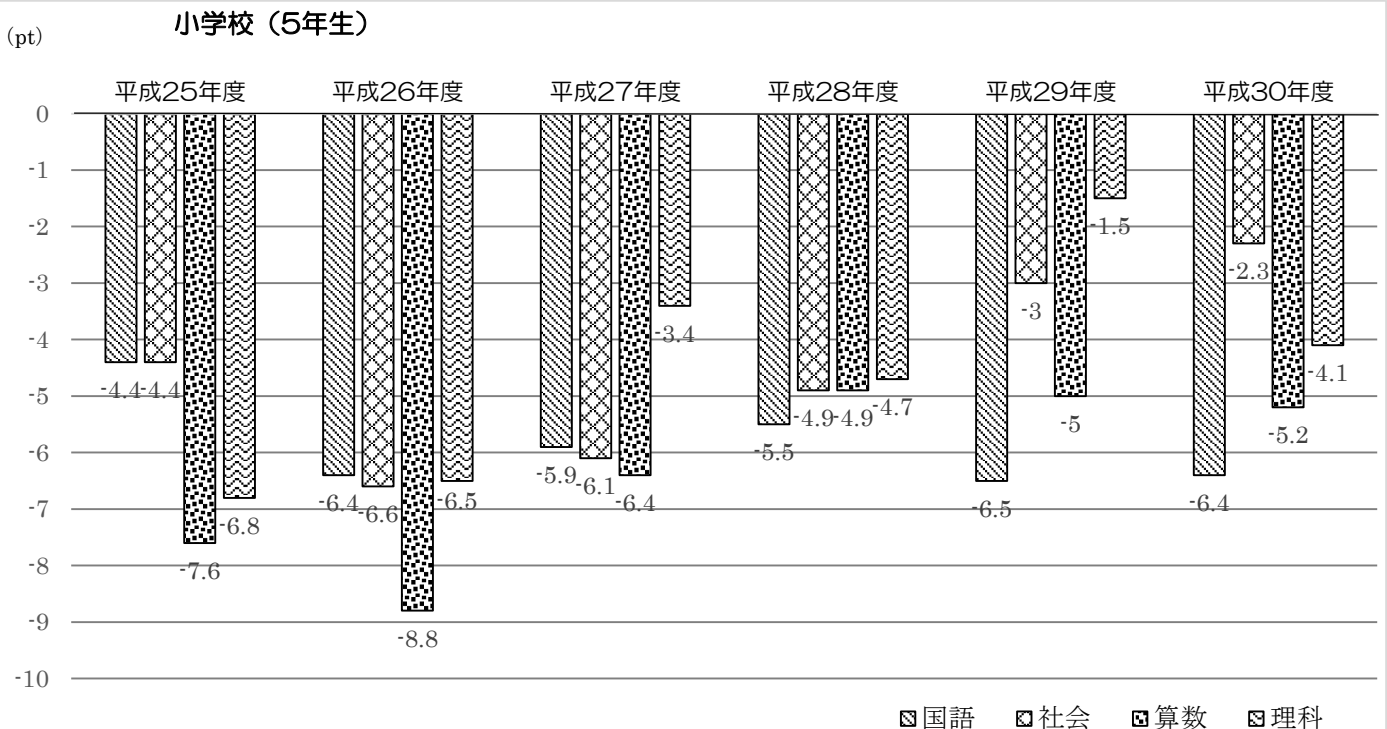
(1) 確かな学力

成果について、少人数学習指導員やチームティーチャー等の人的支援が定着し、授業の改善が進みました。その結果、学年進捗とともに各種の学力調査の全教科において、平均正答率との差が縮まりました。また、授業が楽しいと感じる児童・生徒の割合や家庭学習の取組の定着状況も向上しました。

課題について、全体では学力調査の目標が未達成であること、学力向上に向けた課題の明確化・焦点化の必要性が浮き彫りとなりました。

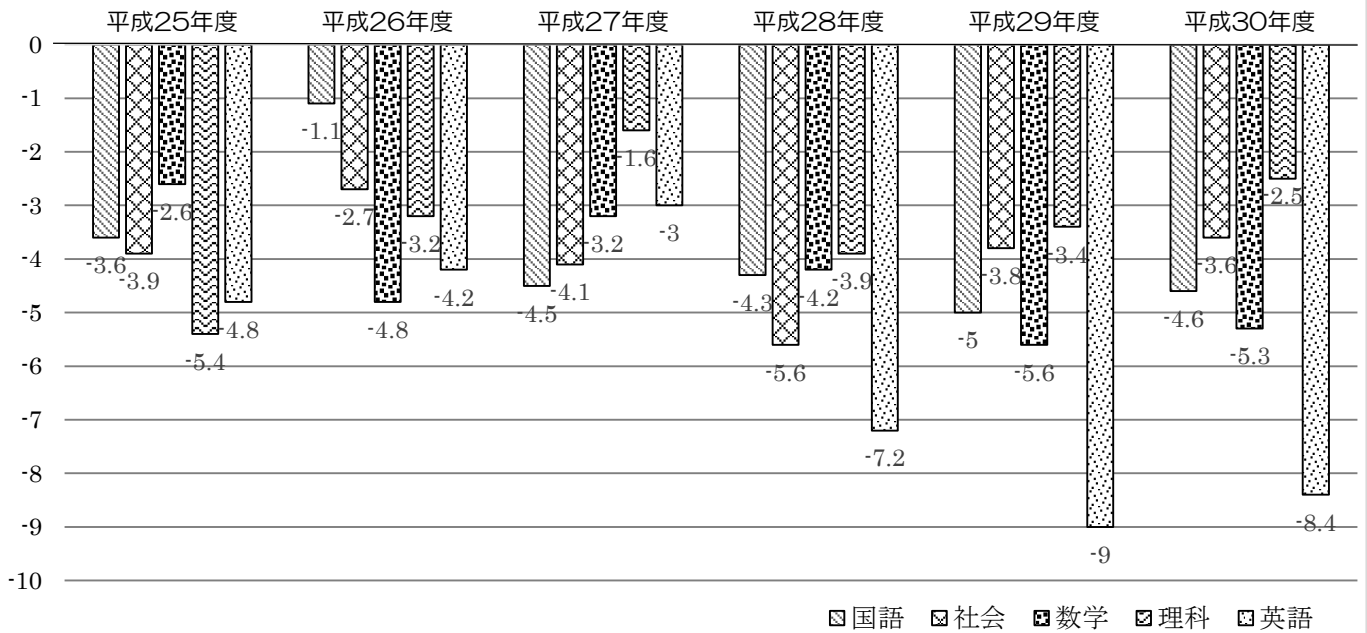
今後も、学校への人的な支援を進めるとともに、子どもたち一人ひとりの「生きる力」を支える確かな学力の定着のために、家庭や地域との連携を強化しながら、取組の成果と課題を明確にしていきます。また、家庭学習の方法などの情報もより多く提供するとともに、教職員の研修を充実させて指導方法の改善・工夫を進めていきます。

東京都と東大和市の平均正答率の差（東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査）

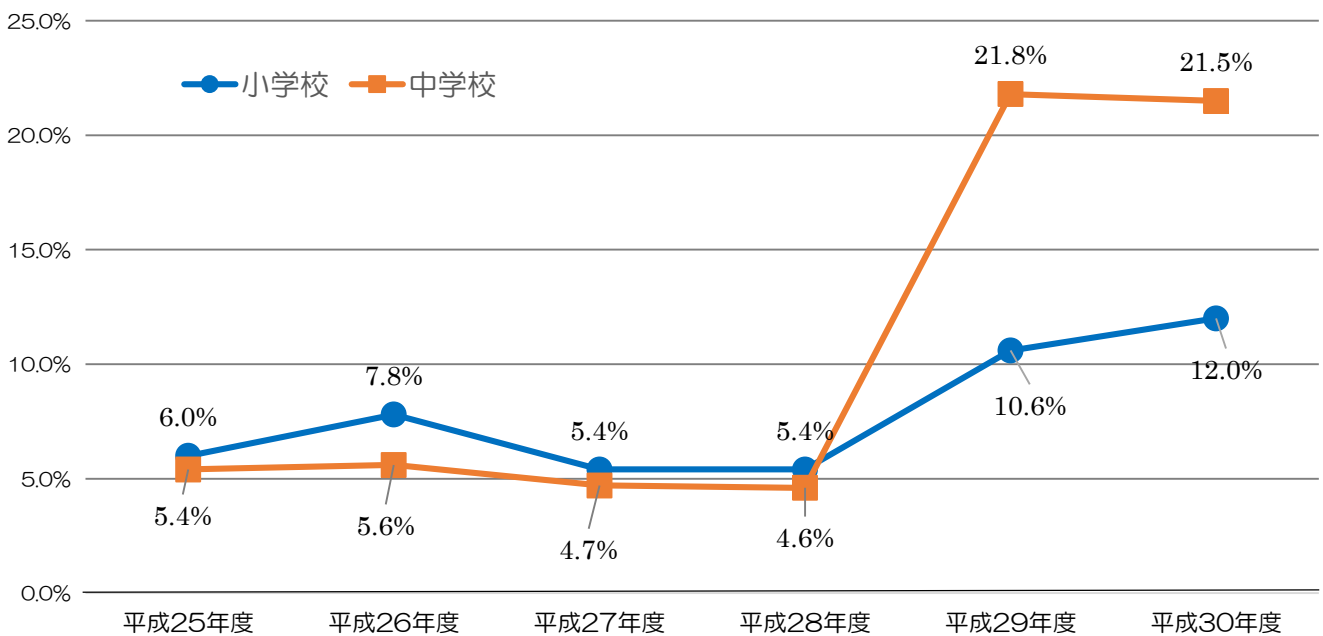


(pt)

中学校（2年生）



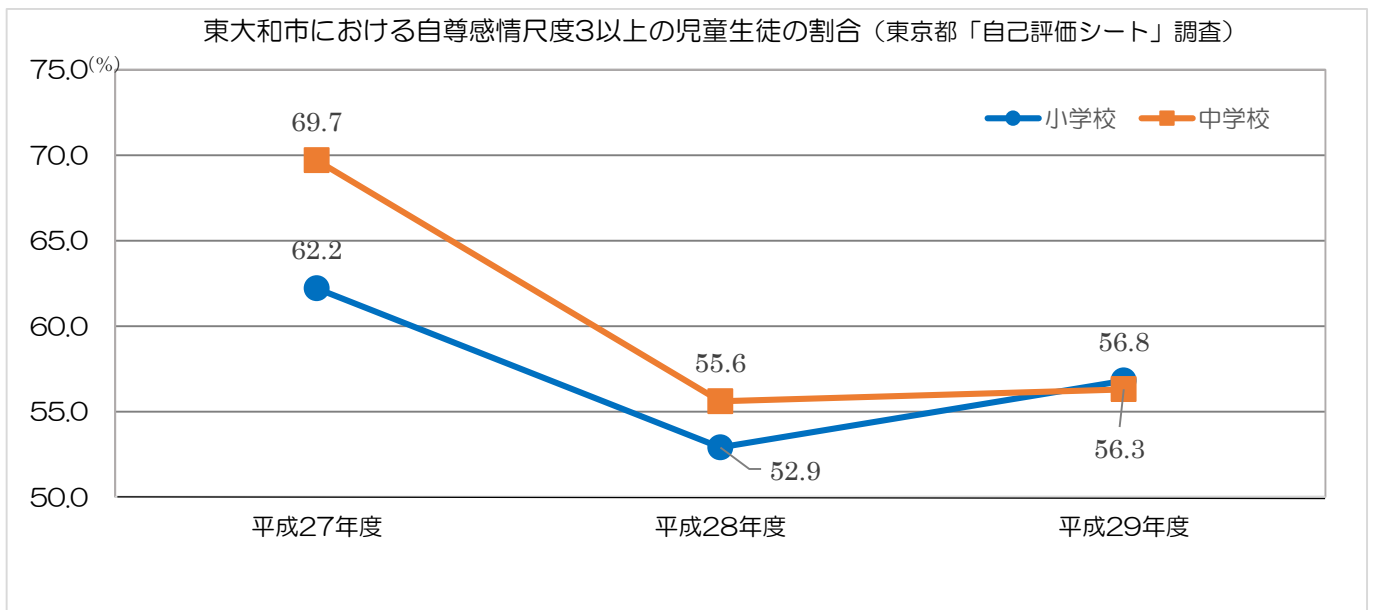
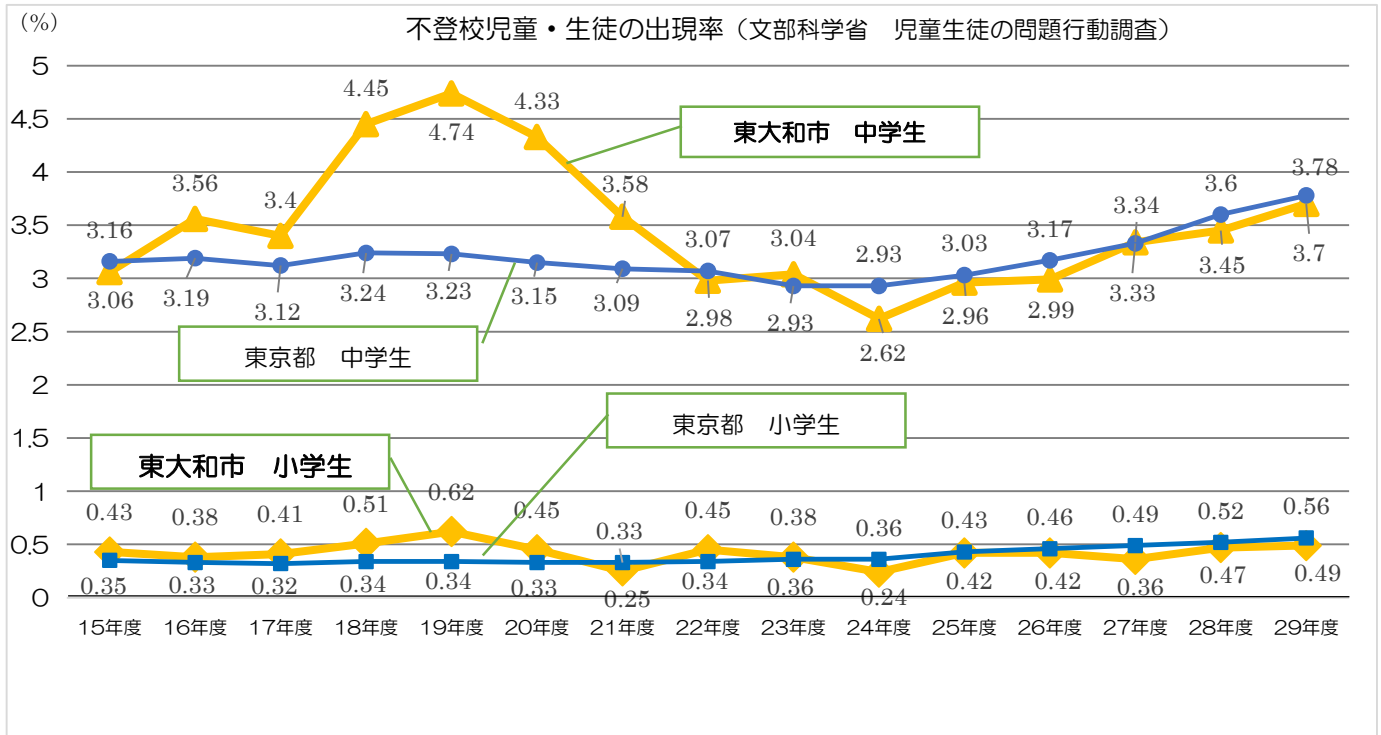
東大和市における児童・生徒の未読書率（東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査）



(2) 豊かな人間性

成果について、各校における道徳授業や体験活動等の充実、いじめ防止に向けた取組の着実な実施と内容の充実により、思いやりや規範意識の育成が図られました。意識調査における肯定的回答が目標値を達成し、学校生活規律の向上も見られました。

しかしながら、課題としていまだ自尊感情に関する達成率で不十分な点が残ります。今後も、豊かな人間性の育成に向け、児童・生徒一人ひとりの自己肯定感の醸成等を一層推進することが必要です。



(3) 健康・体力

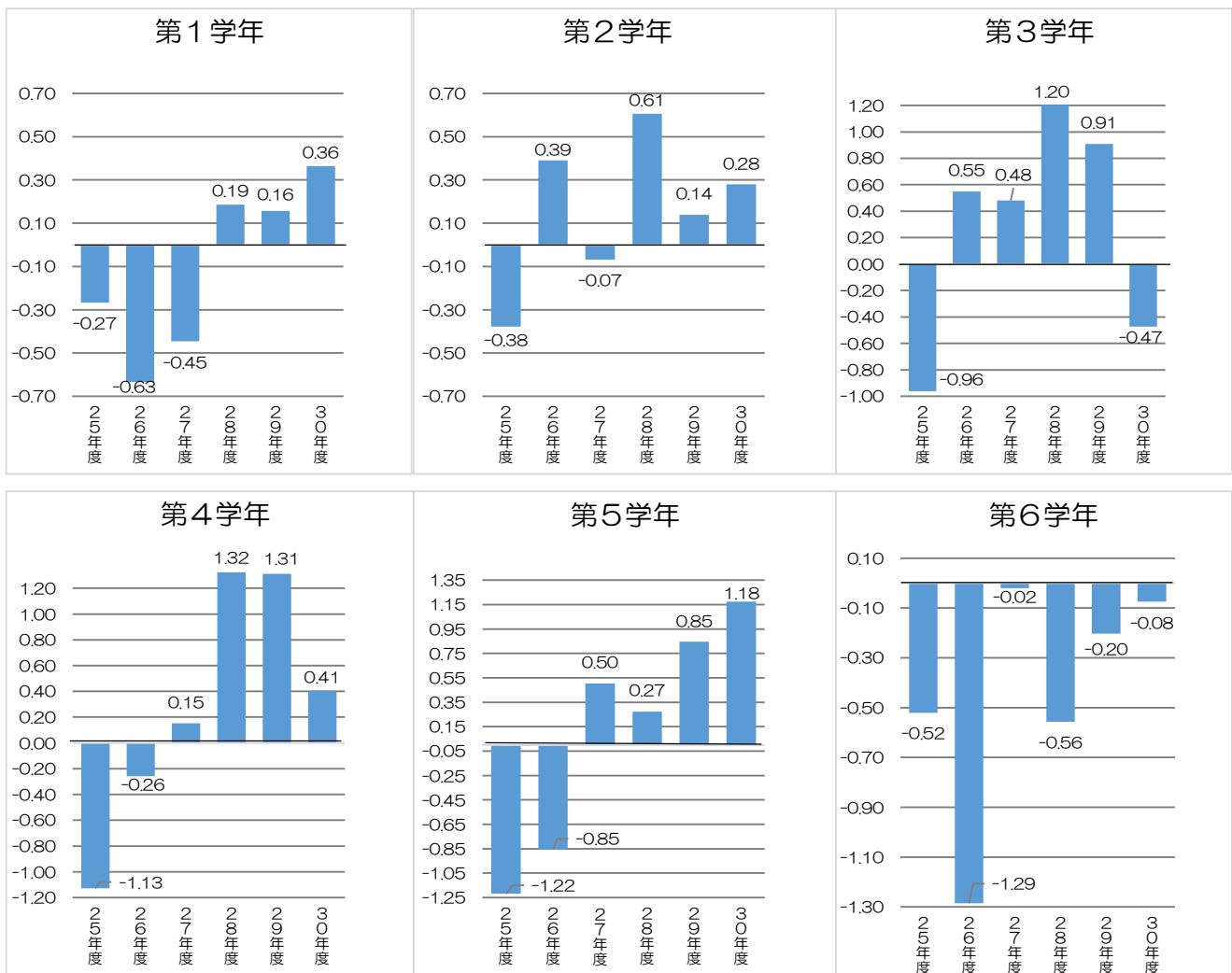
成果について、一校一取組運動の充実、ふれあい市民運動会の全校参加、全校における食育授業やオリンピック・パラリンピック教育の実施等、健康・体力に関連する学校単位での工夫された取組が展開されてきており、健康・体力に関する意識とともに体力が向上してきています。

また、平成 29 年度東京都子供の体力向上推進優秀校として、市内の小学校 2 校・中学校 1 校が表彰されました。

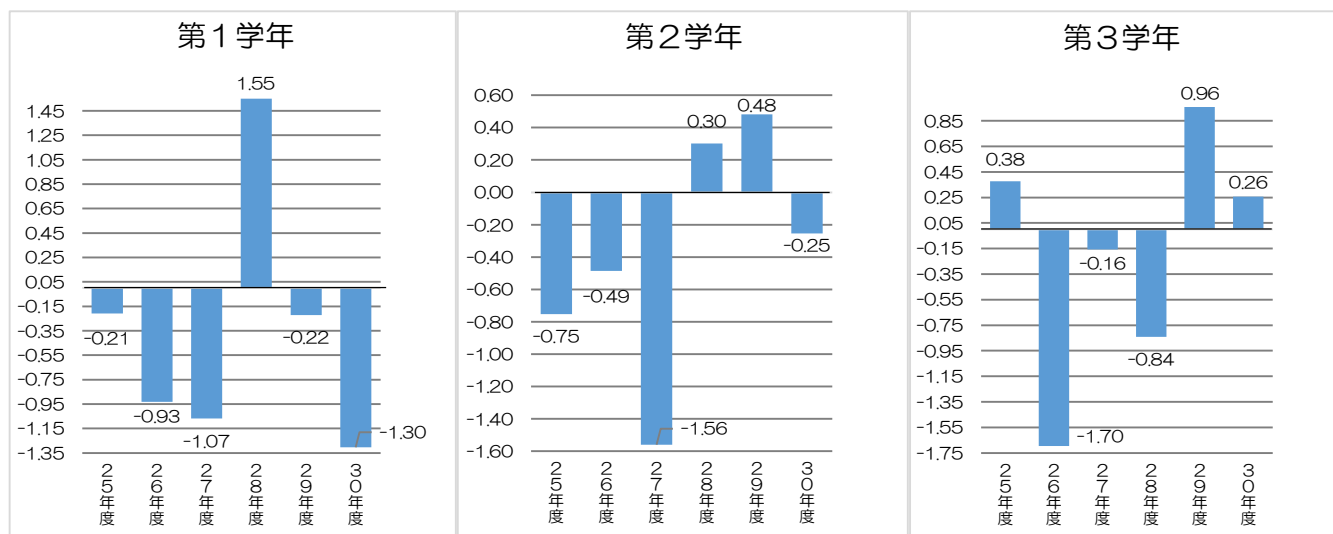
課題としては、朝食摂取率の目標値が達成されていない状況があり、今後、給食センターの栄養士を活用した食育活動の更なる推進が必要となります。

むし歯の罹患率については、改善の方向にあるものの、他市と比較して依然として高い水準にあり、歯科保健活動の更なる充実が求められています。

体力合計点（小学生）東京都平均と東大和市の差（東京都児童・生徒体力・運動能力調査） 単位：%



体力合計点（中学生）東京都平均と東大和市の差（東京都児童・生徒体力・運動能力調査） 単位：%



(4) オリンピック・パラリンピック教育

平成32年（2020年）に開催される、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連して、大会前後において「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を育む教育を継続して実施していく必要があるため、新たな柱として追加しました。

2 《強調点2》学校の活性化

(1) 学校改善（東大和市学校教育振興基本計画：学校経営）

中学校グループにおける小中一貫教育の取組の充実や、学校経営方針や学校評価結果の公開、挨拶を励行するための取組の実施等、校長のリーダーシップのもと、多様な教育活動が展開されてきました。工夫された教育活動により、教育の質の維持・向上が実現しつつあります。

本計画では、これまでの計画の「学校経営」を「学校改善」に改め、校長が目指す学校経営の評価指標の具体化と、小中一貫教育の更なる推進を求めています。

(2) 人材育成

校内OJTの工夫と計画的な取組の実施や研修会へ多くの教職員が参加することにより、意図的・計画的な人材育成が推進されてきています。その結果、管理職による指導・育成の充実が図られ、教職員一人ひとりの資質・能力の向上が見られます。

今後は、教職員にとって多様な知識・技能等の習得が必要となるため、地域・社会等と連携した研修の企画が求められています。

(3) 環境整備

これまでの計画で目標とされた、給食センターの稼働、校務ネットワークシステムの構築、校舎外壁の改修、特別教室の冷房化等の個別の施策が着実に目標を達成しました。これらにより、教育環境の充実が図られつつあります。

しかしながら、情報化社会の進展は目覚しく、学校におけるICTなどの教育環境については、いまだ十分ではありません。時代の変化に伴う様々な教育課題に対応す

るためには、今後も継続した環境整備が必要となります。また、児童・生徒が安心して学べる環境づくりも求められています。トイレの洋式化をさらに進めるとともに、学校施設の老朽化への対応についての検討や、増加傾向にある配慮が必要な児童・生徒への対応等に関し、施策の展開が必要です。

3 《強調点3》家庭、地域との連携

（東大和市学校教育振興基本計画：家庭、地域の教育力の向上支援）

これまでの計画では、家庭や地域を、学校教育を支える存在として位置づけておりましたが、平成30年度より、市内小・中学校でコミュニティ・スクールが導入されるなど、地域とともにある学校づくりが重要となってきています。

このことから、本計画では、東大和市学校教育振興基本計画の「家庭、地域の教育力の向上支援」を更に進めて、「家庭、地域との連携」と改め、学校・地域・社会が一体となって、保護者をはじめ、地域の人材をボランティアとして積極的に活用する等、地域社会との結びつきを強める施策を展開します。

(1) 学校と家庭との連携（東大和市学校教育振興基本計画：家庭教育への支援）

平成27年度からのスクールソーシャルワーカーの配置及び「東大和市家庭学習の手引き」の全家庭への配布等、人的配置や啓発資料の作成により、家庭教育への支援を進めてきました。更なる充実のため、学校と家庭の連携が引き続き重要となります。

本計画では、学校と家庭の更なる連携を強化するため、不登校支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーの配置・活用の推進や、児童・生徒の基本的な生活・学習習慣の確立に向けた取組を推進していきます。

(2) 学校と地域との連携（東大和市学校教育振興基本計画：地域力の活用）

小学校2校及び中学校1校において、コミュニティ・スクールの導入に向けた地域と学校との連携が本格化し、平成30年度より正式に設置されました。このほか、全校で地域人材を活用した放課後等補習教室を実施するなど、地域に支えられた学校づくりが進められています。

今後、学校と地域の連携の充実を図るとともに、児童・生徒が学校、地域への「誇り」「愛着」を持てるような教育を、保護者や地域とともに進める必要があります。

Ⅶ 計画の推進

- 各小・中学校では、本計画を踏まえた学校経営計画を立てて教育活動を実施します。また、本計画の「平成35年度（2023年度）までの指標」の達成を目指し、毎年度達成状況についての点検及び評価を行っていきます。
- 教育委員会では、各学校の評価の結果を踏まえて、市全体としての取組状況等の検証と評価を行いながら、本計画の推進に努めていきます。
- 本計画の計画期間は5年間となっていますが、国、都の動向や市の基本計画等の改正に留意しつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

Ⅷ 用語解説

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術

いじめの非解消率

認知したいじめの件数のうち、解消されていない割合。いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月）継続して止んでいること及び被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことの両要件を満たした状態。

SNS (Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービスの略。

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人間のコミュニケーションを目的としてSNSを利用している場合でも、プライバシー設定の不十分さや他者からの引用により、書き込んだ情報が思わぬ形で拡散される危険性がある。

OJT (On the Job Training)

日常的な業務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを意識的、計画的に高めていく取組のこと。職務上指導、職場訓練。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。教育委員会から任命された保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について教育委員会や校長に意見を出すことを通じて、学校の様々な課題解決に参画する。

地域の力を学校運営に生かす「地域と共にある学校づくり」を推進する。

少人数学習指導員

小学校、中学校において習熟の程度に応じた少人数指導における学習指導員。

スクールソーシャルワーカー (School Social Worker)

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童・生徒が置かれている環境に様々な方法で働きかけて支援を行う専門職。

ティームティーチャー

協力指導員。小・中学校の授業において教員と協力して児童・生徒に指導を行う職員。

読書旬間

子どもの読書活動を特に推進するために設定した期間。

放課後等補習教室

放課後等に、地域人材や学生ボランティア等を活用して、児童・生徒の基礎学力向上のための学習支援を行う。

IX 資料編

第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 第二次東大和市学校教育振興基本計画（以下「第二次基本計画」という。）策定について調査、検討等を行うため、第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会（以下「策定検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第二次基本計画の策定について調査及び検討に関すること。
- (2) 第二次基本計画の策定に関すること。

(構成)

第3条 策定検討会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 東大和市教育長
- (2) 東大和市教育委員会委員 4人
- (3) 小学校校長会の代表者 1人
- (4) 中学校校長会の代表者 1人
- (5) 学識経験者 1人
- (6) 学校教育部長、教育指導課長、統括指導主事及び教育総務課長の職にある者
- (7) 公募市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定検討会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は教育長の職にある者を、副会長は教育長職務代理者の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、策定検討会の進行を務める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 策定検討会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(意見等の聴取)

第7条 策定検討会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 策定検討会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定検討会の運営に関し必要な事項は、会長が策定検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月22日から施行し、第2条に定める事務の終了をもって廃止する。

第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会委員名簿

区 分	職	氏 名
東大和市 教育委員会	教 育 長	真如 昌美
	教 育 委 員	岩田 圭子
		藤宮 志津子
		新藤 久典
		内野 裕子
小学校校長会代表	第二小学校校長	伊藤 誠治
中学校校長会代表	第二中学校校長	松村 正博
学識経験者		小島 宏
公募市民		中山 長廣
		木谷 昌雄
教育委員会事務局	学校教育部長	田村 美砂
	教育指導課長	佐藤 洋士
	統括指導主事	吉岡 琢真
	教育総務課長	石川 博隆

第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討会開催経過

開催回	開催日	会場	内容
第1回	平成30年4月27日(金)	中央公民館 301 学習室	策定スケジュール(案)について 計画の概要・イメージについて 東大和市学校教育振興基本計画の進捗状況及び評価について
第2回	平成30年5月24日(木)	会議棟 第6・7会議室	東大和市学校教育振興基本計画の進捗状況について
第3回	平成30年6月29日(金)	会議棟 第1・2会議室	東大和市学校教育振興基本計画の進捗状況について 第二次東大和市学校教育振興基本計画(素案)について
第4回	平成30年7月27日(金)	会議棟 第4・5会議室	第二次東大和市学校教育振興基本計画(素案:第二案)について
第5回	平成30年8月24日(金)	会議棟 第6・7会議室	第二次東大和市学校教育振興基本計画(素案:第二案)について
第6回	平成30年9月28日(金)	会議棟 第4・5会議室	第二次東大和市学校教育振興基本計画(素案:第三案)について
第7回	平成30年10月25日(木)	会議棟 第6・7会議室	第二次東大和市学校教育振興基本計画(最終素案)について
パブリックコメント	平成30年10月29日(月) ～ 平成30年11月28日(水)		第二次東大和市学校教育振興基本計画(素案)について意見募集
第8回	平成30年11月29日(木)	会議棟 第1・2会議室	「第二次東大和市学校教育振興基本計画(素案)」に対するパブリックコメントの結果について 第二次東大和市学校教育振興基本計画(案)について

第二次東大和市学校教育振興基本計画策定の経緯
～計画への理解を深めていただくために～

平成31年2月

発行 東大和市教育委員会学校教育部教育総務課
〒207-8585
東大和市中央3丁目930番地
TEL 042-563-2111
印刷 東大和市総務部文書課印刷室